

公布された条例のあらまし

◇電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発行手数料等に関する条例を廃止する条例

1 条例の廃止

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第四項に規定する発行手数料等に関する条例（平成十五年十二月奈良県条例第二十号）は、廃止することとした。

2 施行期日等

- (1) 平成二十八年一月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。
- (3) 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。